

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	上浜市地区 (上浜市集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内農地を耕作する農家は高齢化が進んでおり、農業後継者のいる農家も僅かである。
・地区内農地は小区画・不整形で未整備のため、新たな担い手の受入れや規模拡大を希望する農家への農地の集積・集約化が困難である。
・地域の活性化を図るために新たな高収益作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稲を主要作物とするが、基盤整備完了後は地区外から担い手を受入れ、小豆や野菜類等、高収益作物の栽培に取組む。
・担い手等への農地の集積・集約化を進めつつ、新たに参入を希望する担い手等を受入れる仕組みを整備する。
・水路、農道等の管理については集落全体でできるよう仕組みづくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地の内、ほ場整備が実施される区域とする。

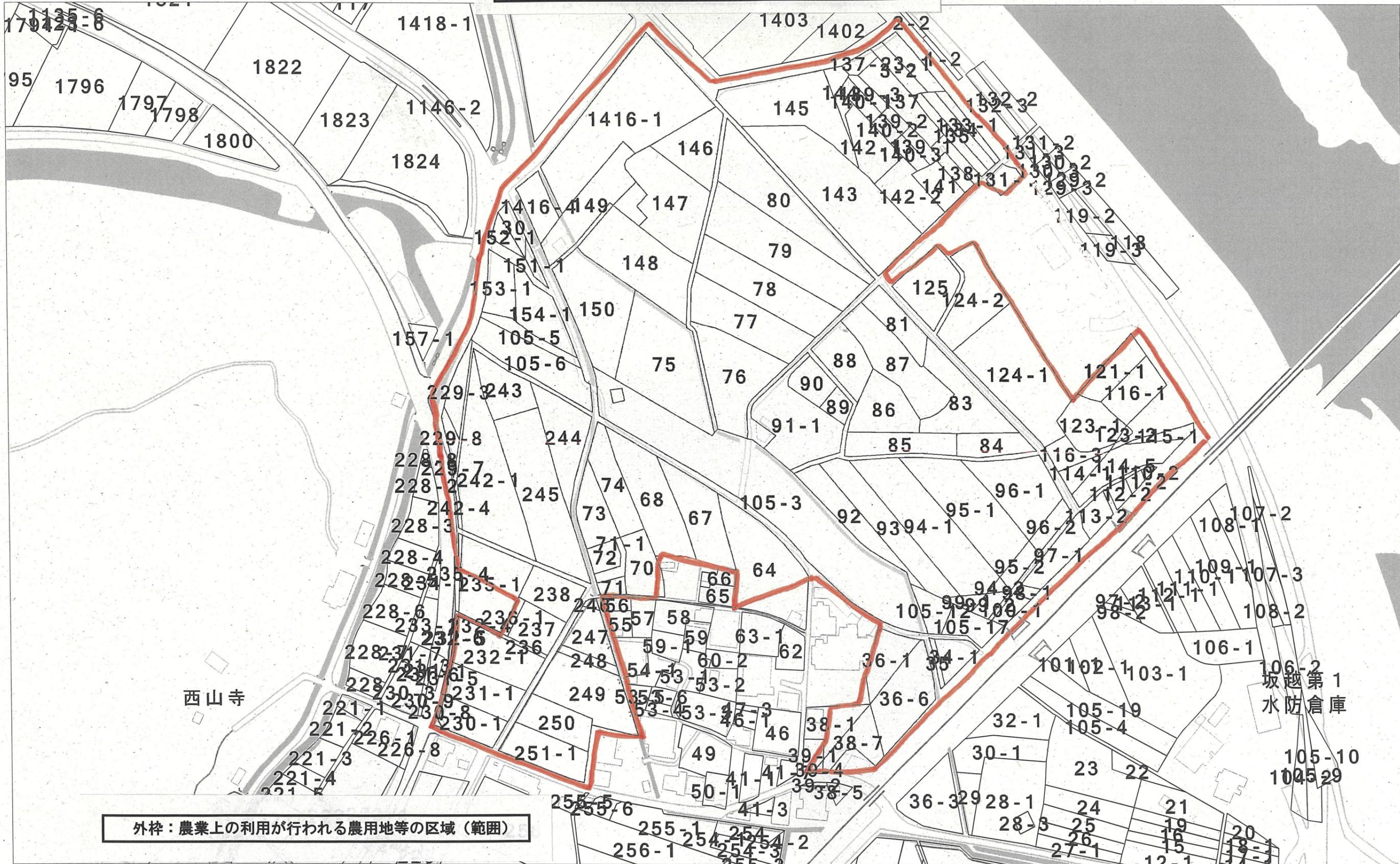
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集団化の方針
農地中間管理事業の活用によるほ場整備後は、農地を担い手等に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備の対象農地は、出し手、受け手に関わらず、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
用排水の分離、農地の大区画化・汎用化を図るため、土地改良区、受益者等が連携して基盤整備事業に取り組む。また、水利施設等については、完了後も引き続き計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来、耕作されない農地の発生に備え、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる水稻育苗、防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置や近年被害が拡大しているスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の対策について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>③スマート農業の取組 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑤果樹等 野菜類等高収益作物の導入により生産性の高い農業を目指す。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・担い手・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。</p>				

上浜市地区 地域計画区域地図



外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）